

○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	別表二該当項目 建築基準法 項目	周辺地域 インターチェンジ	幹線道路沿道地域	主要地方道岐阜 関ヶ原線北側地域	
																		1
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50平方メートル以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり					
店舗等	店舗等の床面積が、150平方メートル以下のもの		1	2	3	○	○	○	○	○	○	4	1 日用品販売店舗、喫茶店、理容店及び建具屋等のサービス業店舗のみ。2階以下					
	店舗等の床面積が、150平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの			2	3	○	○	○	○	○	○	4	2 1に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業店舗のみ。					
	店舗等の床面積が、500平方メートルを超え、1,500平方メートル以下のもの				3	○	○	○	○	○	○	4	3 2階以下					
	店舗等の床面積が、1,500平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの					○	○	○	○	○	○	4	4 物品販売店舗、飲食店を除く					
	店舗等の床面積が、3,000平方メートルを超えるもの								○	○	○							
事務所等	事務所等の床面積が、1,500平方メートル以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下					
	事務所等の床面積が1,500平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの					○	○	○	○	○	○	○						
	事務所等の床面積、3,000平方メートルを超えるもの					○	○	○	○	○	○	○						
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000平方メートル以下	(に) 項4号	×	×	×	
遊戯施設・風俗施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000平方メートル以下					
	カラオケボックス等						▲	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000平方メートル以下	(ほ) 項3号			×	
	麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000平方メートル以下	(ほ) 項2号			×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	○	○	○		▲ 客席200平方メートル未満 (客席10,000平方メートル超の場合)	(へ) 項3号			×	
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									○	▲		▲ 個室付浴場等を除く	(り) 項2、3号	×	×	×		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600平方メートル以下				
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000平方メートル以下				
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300平方メートル以下 2階以下					
	建築物附属自動車車庫 1 2 3 については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	1	1	2	2	3	3	○	○	○	○	○	1 600平方メートル以下 1階以下 2 3,000平方メートル以下 2階以下 3 2階以下					
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○						
	畜舎(15平方メートルを超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000平方メートル以下					
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の面積が床面積が50平方メートル以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下				
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					1	1	1	2	2	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積					
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								2	2	○	○	1 50平方メートル以下	(と) 項3号			×	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	2 150平方メートル以下	(ぬ) 項3号	×	×	×	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										○	○		(る) 項1号	×	×	×	
	自動車修理工場					1	1	2	3	3	○	○	○	1 作業場の床面積50平方メートル以下 2 150平方メートル以下 3 300平方メートル以下(原動機の制限あり)	(へ) 項2号 (と) 項2号 (ぬ) 項2号			×(※1)
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設			1	2	○	○	○	○	○	○	○	1 1,500平方メートル以下 2階以下					
	量が少ない施設							○	○	○	○	○	2 3,000平方メートル以下	(と) 項4号			×	
	量がやや多い施設									○	○	○		(ぬ) 項4号		×	×	
	量が多い施設										○	○		(る) 項2号	×	×	×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場	都市計画区域内においては都市計画決定が必要																	

※1 作業場の床面積の合計が300㎡を超えるもの

ただし、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第一条(耕作又は養畜のために必要な農業用施設)は除く

本表は平成19年11月30日改正後の建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。